報告・協議　6

平成 28 年度生徒指導集中対策指定校等の状況及び
平成 29 年度同指定校について

このことについて，別紙のとおり報告します。

平成 29 年４月 14 日

広島県教育委員会教育長　　下　﨑　邦　明

平成28年度生徒指導集中対策指定校等の状況及び平成29年度同指定校について

（平成29年4月14日 豊かな心育成課）

1　平成28年度生徒指導集中対策指定校19校の暴力行為発生件数の状況について［中学校17校，高等学校２校］

注１）数値は，全て３月末現在の聴き取り速報値である。△は，減少を示す。
注２）指定前年度とは，平成28年度に新規に生徒指導集中対策指定校に指定された学校（新規校）では平成27年度のこと，平成27年度，平成26年度又は平成25年度から平成28年度も継続して指定された学校（継続校）ではそれぞれ指定された前年度である平成26年度，平成25年度又は平成24年度のことであり，それぞれの年度の３月末現在の数値である。

【件】

	新規校数	継続校数	平成28年度	指定前年度（注２）	増減（%）	目標値（対指定前年度比）
ＳＳ派遣校	6	3	61	143	△82（△57.3%）	80%減
ＳＳ未派遣校	2※	8※	25	154	△129(△83.8%)	50%減
合　計			86	297	△211(△71.0%)	－

※市スクールサポーター派遣校である竹原市，安芸高田市を含む

暴力行為の発生件数は，指定前年度と比較して211件，71.0%減少するとともに，中・高等学校いずれの校種においても減少した。

スクールサポーター派遣校９校においては，指定前年度と比較して82件，57.3%減少と，80%減という目標値は達成していないが，スクールサポーター未派遣校10校においては，指定前年度と比較して129件，83.8%減少し，50%減という目標値を大きく超えた。

2　平成28年度生徒指導実践指定校（生徒指導集中対策指定校を含む）125校の状況について［小学校68校，中学校49校，高等学校８校］

注）数値は，３月末現在の速報値である。△は，減少を示す。

(1) 暴力行為発生件数について

【件】

年度／校種（校数）	平成28年度	平成27年度	増減（%）
小学校（68校）	112	197	△85（△43.1%）
中学校（49校）	201	277	△76（△27.4%）
高等学校(８校)	17	30	△13（△43.3%）
合計	330	504	△174（△34.5%）

暴力行為の発生件数は，合計で対前年度比174件，34.5%減少した。小学校においては対前年度比85件，43.1%減少，中学校においては対前年度比76件，27.4%減少，高等学校においては，対前年度比13件43.3%減少と全ての校種で減少した。

(2) いじめ認知件数について

【件】

年　度	平成28年度	平成27年度	増減（%）
小学校（68校）	294	197	97（49.2%）
中学校（49校）	167	165	2（1.2%）
高等学校(８校)	9	16	△7（△43.8%）
合計	470	378	92（24.3%）

いじめの認知件数は，合計で対前年度比 92 件，24.3%増加した。小学校においては対前年度比 97 件，49.2%増加，中学校においては，対前年度比２件，1.2%増加，高等学校においては対前年度比７件，43.8%減少した。

(3) 不登校児童生徒数について 【人】

年　度	平成28年度	平成27年度	増減（%）
小学校（68校）	220	197	23（11.7%）
中学校（49校）	712	700	12（1.7%）
高等学校(８校)	46	67	△21（△31.3%）
合計	978	964	14（1.5%）

不登校児童生徒数は，合計で対前年度比 14 人，1.5%増加した。小学校においては，対前年度比 23 人，11.7%増加，中学校においては対前年度比 12 人，1.7%増加，高等学校においては，21 人，31.3%減少した。

(4) 中途退学生徒数について 【人】

年　度	平成28年度	平成27年度	増減
高等学校(８校)	112	114	△２（△1.8%）

中途退学生徒数は，対前年度比２人，1.8%減少した。生徒指導実践指定校８校の中途退学生徒数は，指定前年度（７校は平成 24 年度，１校は平成 27 年度）と比較して 94 人，45.6%減少した。

３　平成 29 年度生徒指導実践指定校（生徒指導集中対策指定校を含む）について

(1) 指定校数について 【校】

区分	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	合計
生徒指導実践指定校	27（△41）	28（△21）	1(1)	8（0）	64（△61）
生徒指導集中対策指定校	—	13（△4）	—	2（0）	15（△4）
スクールサポーター配置校	—	7（△2）	—	—	7（△2）

（ ）前年度比較増減

(2) 取組の柱について

ア 児童生徒の心に寄り添う指導の推進

児童生徒の成長を支援する視点を持った教育活動を行うため，教育相談に係る担当分掌及び担当者を校内組織に位置付け，教育相談計画を学校経営計画へ位置付け，教育相談実施計画を作成するとともに，教育相談に係る研修を通して教職員のカウンセリング技能の向上を図るなど，教育相談体制の確立に努め，児童生徒の心に寄り添う指導を推進する。

イ 特別支援教育の考え方を踏まえた指導の充実

暴力行為を繰り返す児童生徒や感情を上手くコントロールすることが苦手な児童生徒，欠席がちな児童生徒について，特別支援教育課と連携して作成したチェックリストを活用し，個別に適切なアセスメントを行うとともに，個別の指導計画を作成し，個の状況に応じた指導が一層充実するよう指導する。

ウ　課題発見・解決に向けた児童生徒の主体的な学びの推進

児童生徒自らが課題を発見，解決するといった主体的な学びをより一層推進するとともに，社会奉仕活動や異年齢交流等の体験活動を充実するなど，児童生徒が主体的に判断，行動し積極的に自己を生かしていける実践を通して，児童生徒の自己肯定感を育成する取組を推進する。

平成29年度生徒指導集中対策指定校及び生徒指導実践指定校一覧

PT○：生徒指導集中対策指定校
SS●：スクールサポーター派遣校

【小・中・義務教育学校】

教育事務所等	市町名	小学校	PT	SS	中学校	PT	SS	義務教育学校	PT	SS
福山市		―			神辺	○	●			
		―			済美					
		―			東朋					
		―			加茂					
西部	呉市	―			昭和北					
		阿賀			―					
	竹原市	竹原西			竹原	○	(●)			
	大竹市	大竹			大竹	○	●			
	東広島市	寺西			中央					
	廿日市市	廿日市			廿日市	○	●			
		宮内			野坂	○				
		大野東			大野東	○	●			
		平良			七尾					
		阿品台西			阿品台					
		―			佐伯					
	府中町	府中南			府中緑ケ丘	○	●			
		府中			―					
	海田町	―			海田	○	●			
	熊野町	熊野第四			―					
芸北支所	安芸高田市	―			吉田					
		―			高宮					
		小田東			―					
	安芸太田町	加計			―					
	北広島町	壬生			―					
東部	三原市	田野浦			第三					
		本郷			本郷					
	尾道市	久保			久保	○				
		栗原			栗原	○	●			
		栗原北								
		吉和			吉和	○				
		高須			高西	○				
		―			向東	○				
		因島南			―					
		瀬戸田			―					
	府中市							府中学園		
北部	三次市	十日市			十日市					
		八次			八次					
	庄原市	庄原			庄原					

【高等学校】

高等学校		PT	SS
県立	沼南	○	
	府中東	○	
	大竹		
	松永		
	河内		
	熊野		
	安西		
	福山商業		

＜参考＞

区分	生徒指導実践指定校数	生徒指導集中対策指定校数（PT）○	スクールサポーター派遣校数（SS）●
小学校	27	0	0
中学校	28	13	7
義務教育学校	1	0	0
高等学校	8	2	0
合計	64	15	7

注１）「―」は，小学校及び中学校を単独で指定していることを示す。
注２）「PT」の欄の○印は，生徒指導集中対策指定校を示す。
注３）「SS」の欄の●印は，生徒指導集中対策指定校のうち，スクールサポーター派遣校を示す。
注４）「SS」の欄の（●）印は，市町の費用負担パイロット事業によるスクールサポーターの派遣を示す。